

○函館工業高等専門学校研究生規程

昭和63年7月4日

函高専達第1号

函館工業高等専門学校研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則第54条の規定に基づき函館工業高等専門学校研究生(以下「研究生」という。)に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続き)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、入学1か月前までに、校長に願出しなければならない。

- 一 入学願書(別紙様式第1号)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書(いずれも見込を含む。)
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書

(入学許可)

第4条 入学志願者については、面接試験その他による選考のうえ、校長が許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までに誓約書を提出しなければならない。

(入学時期)

第5条 研究生の入学時期は、原則として学期の始めとする。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、6カ月以上1年以内とする。ただし、研究生の願出により、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により延長を願出するときは、第3条第一号及び第五号の書類を再提出する。

(指導教員)

第7条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(講義，実験等への出席)

第8条 研究生は、指導教員の指導により、授業担当教員の許可を得て、その講義，演習又は実験・実習に出席することができる。

(検定料，入学料及び授業料)

第9条 検定料，入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額とする。

(授業料の納付)

第10条 研究生の授業料は、所定の期日までに研究期間に係る金額を納付しなければならない。ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

(検定料等の返還)

第11条 既納の検定料，入学料及び授業料は、返還しない。

(特別な費用の負担)

第12条 研究に必要な特別な費用(実験・実習費を含む)は、研究生の負担とする。

(研究報告書等)

第13条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出するものとする。

2 研究生が所定の研究を終了したときは、願い出により研究証明書を交付することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、学則並びに学内諸規則を準用する。

附 則

この規程は、昭和63年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日函高専達第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

函館工業高等専門学校研究生入学願書

年 月 日

1. 志願者^{ふりがな}氏名

2. 志願者生年月日

年 月 日

3. 志望研究題目及び研究概要

4. 希望研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 研究開始日は、4月1日又は10月1日とすること。

※ 研究終了日は、研究開始日から6か月以上1年以内の日とすること。

5. 指導を希望する教員名